

## 第4章 同政権の基本的政策

次に、チャベス政権が発表した「経済社会開発計画（2001-07）」<sup>注25</sup>に基づき同政権の基本的政策を概観した上で、実際にとられた政策について考察したい。

### 1. 経済社会開発計画

チャベス政権は、ベネズエラが20世紀の最後の20-30年間深刻な「構造的危機」を抱えていたと評価した上で、同政権は平和的、民主的な革命によって深い「構造的変革」を実現し、新しい共和国を建設するとしている。そのために先ず着手したのが、この20-30年間国内政治を支配してきたエリート層を排除し、ベネズエラ国家のモデルを規定するボリバル憲法を採択することであった。同モデルとは「法と正義に基づく民主的、社会的国家」で、その建設はすべての国民が主人公として参加し、「5つの均衡」を達成することによって実現されるとしている。「5つの均衡」とは(1)経済の均衡、(2)社会の均衡、(3)政治の均衡、(4)国土の均衡および(5)国際的均衡である。「経済の均衡」と生産の活性化はよりよき分配にとって不可欠であり、家族とコミュニティーのより多い収入は「社会の均衡」達成に貢献する。しかし「経済の均衡」はそれ自体では達成できず、必然的に「社会の均衡」が求められる。経済と社会は相互に影響し合い、このダイナミズムは「5つの均衡」相互間についても当てはまる。従って「不労所得経済（*economía rentista*）」から「生産的経済」への「構造的変革」も他の4つの均衡と関連づけて初めてベネズエラ人の生活の質の改善に繋がるとしている。いま少し具体的に「5つの均衡」の内容を見てみたい。

#### (1) 経済の均衡

基本的目的は「生産的経済の開発」で、具体的には6つの目標を掲げている。

---

<sup>注25</sup> “Líneas Generales del Plan de Desarrollo Económico y Social de la Nación 2001-2007”, septiembre de 2001.

(イ) 持続的経済成長の達成

- 生産の多角化（非石油製品の輸出促進、ベネズエラ製品の輸出促進に資するようラ米の経済統合の見直し、労働者の職業訓練、競争力強化のため電気、通信、水道、ガス等のインフラ整備、道路、鉄道、港湾、空港等輸出用インフラの整備、輸出金融および保険制度の整備、輸出手続の簡素化、無税地域・自由港の開発等）
- 産業の川上、川下間の有機的連携
- 食糧安全保障の確保（所有権を尊重しつつも大土地所有制を廃し、農業用地の合理的利用を促す、農産品の流通を阻害している寡占体制の排除、灌漑設備、農道、サイロ、冷凍・冷蔵設備等のインフラ整備等）
- 中小企業の振興（金融・技術支援、政府調達における中小企業の優先、大企業との連携等）
- 新しい技術の導入（科学・技術の振興、先進国の研究機関および国内研究所間の交流・調整強化、産学協同の推進等）
- 金融分野の強化（ベネズエラ開発銀行（BANDES）等公的金融機関の改革、強化、中小の生産者優遇措置、民間銀行の農業および中小・マイクロ企業への融資の奨励等）

(ロ) 経済の不安定性の除去

- 安定成長のためのマクロ経済条件の達成（生産活動は民間に委ね、財政支出は教育、保健、社会保障、治安等社会問題の解決に集中させる、対外公的債務の支払い計画をより均衡のとれたものに修正する、財政が国際石油価格に左右されないようマクロ経済安定化投資基金（FIEM）を活用する等）
- 為替の安定（中銀の独立性強化等）
- 金融市場の機能強化（金融制度および資本市場の構造改革、銀行の統廃合等）
- 法秩序の保証
- 石油価格の強化（OPEC 内で価格防衛を基本政策とするとともに二次製品の多角化および米・欧にある製油所ネットワークの市場拡大）

(ハ) 炭化水素の内国化

- 原油および製品の中長期的生産能力維持（石油部門への国内民間投資

の強化および天然ガス、石油化学、オリノコタールおよび重油の脱硫部門を外国民間投資で補完、OPEC および非 OPEC 産油国との関係強化、国内精油能力の増強、ラ米・カリブ諸国とのエネルギー協力計画の推進等)

- 天然ガスの生産増強（民間資本の参加による天然ガスの生産増強と国内配給網の改善、液化ガスの国内需要を満たした上での輸出促進、民間部門との合弁等）

- 重油の変換（国内および外国民間部門の技術と提携し重油の市場競争力を高める）

## (二) 社会的経済の開発

- マイクロ企業および協同組合の強化（職業訓練と技術開発、マイクロ企業、協同組合およびインフォーマル経済の流通機会の改善、政府調達における優先的扱い等）

- マイクロ・クレジット制度の充実

- 土地所有の民主化（土地法に基づく農地分配の公平化等）

## (ホ) 財政の健全化

- 石油関連税収の最大化（法人税、ロイヤルティー等諸税間のバランスの見直し等）

- 非石油税収の増大と多角化（税務行政強化による徴税能力の向上、現行の免税措置、優遇措置等の見直し等）

- 歳出の合理化

- 公的債務の管理

## (ヘ) 貯蓄と投資の増大

- 貯蓄のための環境整備（貯蓄文化の醸成、個人・企業の貯蓄を促すマクロ経済および金融制度の整備等）

- 資本市場の強化（証券委員会の近代化、法整備、債権の二次市場の開発等）

- 社会保障制度の近代化と年金基金の創設

なお、分野別の経済開発戦略としては、(i) 近代的で持続可能な農業、(ii) OPEC の石油戦略を共有しつつ総合的に開発された石油産業、特に川下部門

とガス開発の重視、(iii) 環境に配慮した競争力のある鉱業、(iv) システムとして統合された電力部門、(v) 既存製造業の競争力強化と輸出指向、(vi) インフラの整備、(vii) 商業・サービス、(viii) 観光の 8 分野を挙げている。

## (2) 社会の均衡

社会正義の達成を基本目標として、次の 3 点を優先する。

### (イ) 公平な社会的権利の保障

- 教育（教育の機会均等、技術的、科学的教育のみならず連带的、参加型民主主義の価値の教育、文盲撲滅等）
- 保健（非勤労者を含めた国民の権利としての社会保障制度の確立、住宅、治安等）

### (ロ) 富の分配の改善

- 社会的経済の強化（コミュニティー企業、連帯企業（資本と労働の不分離）、および家族企業の奨励）
- 土地所有の民主化
- 生産的雇用の創出
- 報酬制度の再構築（社会的給与制<企業利潤の労働者への還元>、参加型給与制<給与と生産性のリンク>および投資給与制<基本給プラス出資金に応じた給与>の奨励）
- 公的決定における社会の参加と市民権力の強化（参加型民主主義の実践。公務は市民と国家の共同責任で行うという社会と国家の新しい関係の構築）

## (3) 政治の均衡

基本的には新しい政治モデル、ボリバル的民主主義、共同責任による市民の参加、法と正義に基づく民主的、社会的国家を建設することにあるとしている。そのため政治・社会の安定、新しい法的、制度的枠組みの開発および各市民が主人公となる参加型民主主義の確立を目指している。

#### (4) 領土の均衡

人口分布および地域の特性に応じた経済開発の観点から、現在の国土利用の不均衡を是正するため次の3点を優先する。

- (イ) 過疎地の生産活動および人口の増加（過疎地の行政サービス、環境の改善、総合的農村開発計画の策定、その他奨励策の実施）。
- (ロ) 農業適地（4千万ヘクタール）のうち利用されているのは百万ヘクタールに過ぎず、他方大量の農産物を輸入に依存しているためこれの有効利用を図る。
- (ハ) 物理的、社会的インフラの改善。

#### (5) 国際的均衡

国家主権の強化と多極的世界を志向し、次の5点を重視する。

- (イ) 国際社会の多極化の推進（国際機関における途上国の地位の強化を図り、世界のシステムをより均衡のとれたものにする、参加型民主主義の普及、国連および米州機構（OAS）の人権委員会等におけるプレゼンスを高め、人権問題で貢献、地域の和平プロセス支援等）。
- (ロ) ラ米・カリブとの統合（アンデス対外共通政策およびリオ・グループ強化等による政治統合の推進、メルコスル準加盟、メルコスルとアンデス統合との提携、FTAA交渉の前にラ米間の合意を得る等による新しいモデルのラ米・カリブ経済統合、リオ・グループとEU、日本、中国、インド、ロシアとの対話推進、FEALACにおけるプレゼンスの強化等により他の地域との関係強化等）。
- (ハ) 国際関係の強化と多角化（近隣諸国および米国、南米、中米、カリブ、中国、インド、ロシア等エネルギーを中心とした貿易パートナーとの関係強化、G15、G77、非同盟、リオ・グループ等との南南協力の推進、他の地域および諸国との関係の拡大）。
- (ニ) 国際経済における地位の強化（OPECの強化、PDVSAによる南米製油市場への投資拡大、CITGOの中米・カリブへの拡大等戦略的合併の推進）。
- (ホ) 米州の新しい安全保障制度の確立。

## 2. 現実にとられた政策

### (1) 政治面

チャベス大統領は、就任以来、「ボリバル革命」を旗印に旧体制の打破に努めてきた。戦術は臨機応変、硬軟両用で反対派を揺さぶって混乱させるが、戦略的目標は不変とみられる。いかにも軍人らしく、敵か味方か、敵は徹底的に潰すという統治スタイルをとる。国民を「ボリバル革命」を支持する者とこれに反対する者に二分し、前者は、真の国民、愛国者、善人であり、後者はオリガルキー、腐敗した裏切り者、悪人であるとする。このやり方で抵抗勢力たる財界（FEDECAMARAS=経団連）、労働界（CTV=労働者総連盟）、マスコミ、カトリック教会等と正面から対決してきた。

本来、労働界は革命政権の盟友であってしかるべきだが、組織労働者の90%以上を擁する労働者総連盟は二大政党制の時代に与党と組んで甘い汁を吸っていたとされる上、チャベス政権は同総連盟の書記長選挙にチャベス派の候補を立てて戦ったが敗れたため、以来同組合を敵視している。そして組織労働者よりも数の上で圧倒的に多い、インフォーマル・セクターの労働者取り込みを狙っている。ポピュリスティック的手法をとるチャベス政権にとりマスコミは重要な手段であるが、この国のマスコミ（民間）は自由主義を主張する財閥によって所有されているので、これもチャベス政権と対決している。カトリック教会も同様である。これはひとつには、チャベス大統領がしばしば弱者の見方としてのキリストを引き合いに出し、時にキリストとシモン・ボリバルのイメージを重ね合わせながら、「キリストは自分の指揮官である。彼にこそ従う」と言いつつ、他方で教会の高位聖職者を誹謗、中傷することにもよろう（チャベス大統領は組織と組織の上層部を敵視する傾向がある）。また、チャベス大統領が教育の場に偏向した革命思想を持ち込もうとしていることに対するカトリック教会側の警戒心もある。

以上からも分かるように、現在のベネズエラの政治においては政党の影が極めて薄い。反政府運動は、当初、経団連（FEDECAMARAS）と労働者総連盟（CTV）がタイアップして行われ、政党は全く脇に追いやられていた。その後、経団連と労働者総連盟のほかに、NGO や政党も加わった民主的調整グループ（Coordinadora Democrática）という組織が形成され、これが反

チャベス運動の母体となった。

チャベス大統領は就任後これまでに3回の政治的危機に見舞われ、その度にこれを乗り越えてきた。最初が02年4月のクーデター騒ぎである。

2001年11月13日、大統領授權法の有効期限が切れる前夜、政府は同授權法に基づく49法の制定を発表したが、それらはいずれも社会主義的色彩の濃い内容であった。特に炭化水素法と土地農村開発法が経済界の反発を招いた。前者は上流部門への民間投資は50%以下に制限されること、ロイヤルティの改定等により外国投資の減退を招くこと等が懸念され、後者は政府が全国の土地の利用法を指定できるとするものである上、制定過程でチャベス大統領が「土地所有者よ震え上がるがいい」という挑発的な発言を繰り返していたからである。49法の再考を求める声に耳を傾けない政府の頑な姿勢に企業家や牧場・農園主は一斉に反発し、ベネズエラ経団連（FEDECAMARAS）の呼びかけで土地農村開発法が施行される01年12月10日に全国市民ストが敢行された。さらに石油公社（PDVSA）の役員人事に関し、大統領は思想的に偏向した外部の人物を任命するとともに、ラジオ・テレビ番組「アロー・プレシデンテ」を通じPDVSA幹部7人の解雇と12名の勸奨退職を発表したため、公社職員の猛反発を買った。

PDVSAはベネズエラが世界に誇る超優良企業で、公社とはいえ人事、予算等の面で政府の支配が及ばなかったため、チャベス大統領はかねてより同公社を政府のコントロール下に置くことを目論んでいた。大統領の挑発的言動は新たな反発と連鎖反応を招き、02年4月には経団連と労働者総連盟がPDVSA支援のための全国ストに突入した。全国ストに続き4月11日に行われたデモ行進は大規模な流血の惨事に発展（死者19名、負傷者100名以上）した。そこで軍が介入し、チャベス大統領は辞任を余儀なくされた。大統領はキューバ行きを希望したが軍がこれを認めず、カリブ海のオルチラ島に幽閉された。しかし、臨時大統領に就任したカルモナ経団連会長の明白な違憲行為（国会議員の罷免、最高裁長官等4権の長の解任、チャベス派に対する弾圧等）に軍が反発、暫定政権は僅か1日で崩壊し、チャベス大統領は奇跡的にカムバックした。軍は憲法の名においてチャベス大統領を追い出し、憲法の名において同大統領を復活させたのである。

この政変以後、政府は反政府勢力を「クーデター主義者・テロリスト・フ

アシスト」と呼ぶが、反政府勢力にかかるレッテルを貼ることにより、その後の自らの暴力を正当化しようとの意図が窺える。4月11日の流血の惨事については、政府側と反政府側が互いに相手に責任をなすりつけ、両方がそれぞれのストーリーをでっち上げる状況のもとで、真相究明委員会の設置すらできていない。政変を通じ軍内の亀裂が表面化するとともに、親チャベス派、反チャベス派、制度擁護派の色分けが明確になった。そこで、チャベス大統領は直ちに軍を肅清し、主要ポストをチャベス派で固めた。危機をチャンスに変え、政変の後、却ってチャベス大統領の軍に対するグリップは強化された。

チャベス大統領の二度目の危機は02年12月から約2ヶ月間続いたゼネストである。「諮問国民投票」に訴えて大統領を追い出そうとする反政府側と政府側の抗争が激化し、経団連と労働者総連盟がゼネストに突入、これに石油公社（PDVSA）も加わった。原油と石油製品の生産および輸出が完全にストップ、在庫も尽き、政府はブラジルおよびトリニダード・トバゴからガソリンを輸入したが、市民は車のガソリンを入れるのに4-5キロの列をつくらざるを得なかった。政府は破綻寸前まで追い込まれたが、結局軍を動員してタンカーや世界最大のパラグアナ製油所を押さえることに成功し、ゼネストは終了した。

政府は石油産業のスト参加者をテロリスト扱いし、ILOの勧告にもかかわらず直ちにPDVSA職員の約半数に当たる1万8千800人を解雇した。そして今度もチャベス大統領は災いを転じて福となし、国家のなかの国家とまで言われたPDVSAを完全に支配することに成功する。

三度目の危機は04年8月の大統領罷免国民投票である。

米州機構（OAS）、カーター・センター等国際社会の仲介で大統領罷免国民投票が実施されることとなる。手続きがより簡単な諮問国民投票を要求していた反対派に対し罷免国民投票なら受けて立つと公言していた手前、政府としてもこれを拒否するわけには行かなかった。国民投票のための署名集めは本来選挙ではないので、市民のイニシアティブに委ねられてしかるべきと思われるが、署名集めの段階からすべてのプロセスが全国選挙審議会（CNE）によって管理されることとなった。署名キャンペーンはCNEから認められた団体のみが可能とされ、署名用紙もCNEが作成した。署名集めの期間（4

日間)も時間帯も制限された。なお、同審議会の5人の委員のうち3人はチャベス派、あと2人は反チャベス派である(CNEの委員は憲法上国会の3分の2の多数決で決めることになっているが、実際上国会では3分の2の多数決が成立し得ず、国会が決められないため、最高裁が決めてしまった)。さらに、背水の陣を敷く政府は三つの作戦に出た<sup>注26</sup>。一つ目は貧困地域において医療、識字教育、失業対策等の社会政策と銘打った大規模なバラマキ政策を実施しつつ、受益者に罷免反対を訴えた。同時に多数の在留外国人に対しベネズエラ国籍を付与し、罷免反対の投票を慫慂した。また、罷免国民投票を求める署名用紙に姓名、ID番号等を書き込み、公表することとし、公務員やその家族に失職や嫌がらせの恐れを抱かせた。政府や政府機関に商品を納入する企業人についても同様である。三つ目は地方選挙を10月末に行うと発表することにより野党の足並みを乱れさせたことである。署名の必要数は244万であるが、CNEは集められた署名約344万のうち有効署名は183万、約100万人分は「疑義あり」とした。「疑義あり」と裁定された分の再署名が行われた結果、ようやく要件は満たされ、04年8月15日、国際監視団の立ち会いのもと、国民投票が実施された。結果は反対派の予想に反し、罷免賛成票40.75%、罷免反対票59.25%で、チャベス大統領は07年1月まで残り2年半の留任が確認された。

反政府側の敗因としては、署名集めに成功した時点で安心したこと、チャベス大統領に対抗し得る政権担当能力のあるリーダーの顔を示せなかった(反対派が割れている)こと、さらに有権者(チャベス派でも反チャベス派でもない浮動票が約30%あり、貧困層にも反チャベス派がいる)にチャベス後の政策につきなんらのビジョンも提示できなかったこと、等が挙げられよう。ただ、投票にタッチスクリーン式投票機が使用され、コンピューター集計がなされたため、不正の確たる証拠はないにしても、投票とその集計のプロセスが極めて不透明であったことは否めない。

---

<sup>注26</sup> Armando Durán, "Venezuela en llamas" Colección Actualidad DEBATE, 2004

## (2) 経済・社会政策

チャベス政権のこれまでの経済、社会政策は一貫性、整合性に欠けている。そもそも「経済社会開発計画（2001—07年）」（前述）が総花的で、メリハリが利いていないため、中長期的な政策の優先順位と実施の手順が明らかでない。設計の不備に加え、実施能力の問題もある。行政機構が政治化し、能力よりも忠誠心、経験よりもイデオロギーが重んじられるため、効率的な政策実行ができていない。省庁の再編や大臣の交代が頻繁に行われることも阻害要因である。

チャベス大統領は選挙戦中カルデラ政権の新自由主義政策を批判していたが、就任後は、カルデラ政権が社会的配慮から廃止した付加価値税を逆に復活させる等のオーソドックスな緊縮政策をとった。当時の原油価格（ベネズエラ産）がバーレル当たり 11 ドルと低迷していたので、これはやむを得ない措置であったろう。他方、カルデラ政権が行った年金制度の部分的民営化は廃止した。しかし、間もなくオイル・ブームが到来し、チャベス政権にとりこの上ない追い風となった。原油価格は数年間にわたり高騰の一途（ベネズエラ産原油の年平均輸出価格：01年 20.21 ドル、02年 21.95 ドル、03年 25.76 ドル、04年 33.22 ドル、05年 37.14 ドル）を辿っている。オイル・ブームの到来とともにネオリバラルな緊縮政策は中断された。しかしながら、石油価格高騰による財政収入の増加分は、将来のための投資に廻す代わりに、社会政策に向けられるようになる。その社会政策もこれまでのところはチャベス派優遇の政治的、恣意的なものに終わっている嫌いがある。これは一つには前述のような政治的危機にしばしば見舞われたため、じっくりと中長期を見据えた政策を展開する余裕がなく、目先の選挙目当てのバラマキの支出が優先したと言えなくもない。それにしても国民の期待に反して経済のパフォーマンスは良くなく、内政が混乱した02年と03年のGDP成長率はそれぞれマイナス 8.9% およびマイナス 9.4%であった。04年はプラス 17.3%を記録したが、これは2年連続マイナスの後のリバウンド現象で、この結果一人当たりGDPではやっとゼネスト前の水準に戻ったに過ぎず、それでも98年に比べ14.0%減である。通貨は100%以上切り下がった。

インフレは1999年—2004年の間、概ね19—21%で推移している。失業率は15.5%（130万人）で、職についている者の48.1%はインフォーマル部

門である。これは不景気に加え、政府の解雇規制令により一旦雇用すると解雇が容易でないことも影響していよう。外貨準備は 280 億ドルと潤沢であるが、これは石油価格の高騰によるところが大きく、さらにゼネスト以降為替管理が行われていること、および PDVSA の収入を取り上げ、石油開発の再投資を怠っていること等にも起因するとみられるため、必ずしも手放しでは喜べない。他方、原油の国際価格下落時に対処するために設けられているマクロ経済安定化投資基金（FIEM）を原油価格高騰時にもかかわらず取り崩したり、また政府が中銀に介入し、外貨準備の一部を社会政策に廻すといったことも行われている。

チャベス政権になってから一般に資源ナショナリズムの傾向が強まっている。

石油政策に関しては、76 年の石油資源国有化後、第二次ペレス政権およびカルデラ政権は緩和（民営化）路線をとったが、チャベス政権になって揺り戻し（資源（再）国有化）が行われている。新炭化水素法により、外資は上流部門においては 50%以上の株式保有を認められないこととなった。また、2004 年にはオリノコ重質油の生産に対するロイヤルティーを 1%から 16.67%に一方的に引き上げる措置をとった。なお、ベネズエラは以前 OPEC の割当量以上の生産を行い OPEC 内で批判されたこともあったが、チャベス政権になってからは割当量を遵守しており、むしろ生産を抑え、価格維持を図るよう OPEC 内で主張している。他方、ゼネスト以後は、国内の生産能力の回復が低下し、未だにその回復が十分なされておらず、OPEC 内での自国の生産割当量すら達成できていないという状況にもなっている。炭化水素では今後は天然ガスの開発をより重視するとしているが、それも自国消費向けを優先している。また、オリマルジョンについては従来価格が石炭とリンクされていたため不利であったとして、その輸出を停止し、重質油にグレードアップして輸出する方向に方針転換を図っている。

社会政策については、99 年に GDP 比 9.0%であった社会支出は、02 年には 10.9%、03 年には 12.4%に拡大した。経済の低迷により GDP が減退しているという要因もあるが、社会支出の実質絶対額においても 98 年以前の支出規模に比べ 2000 年以降は約 40%支出額を増大している。このため、財政赤字体質が顕著となっている（01 年 GDP 比 4.3%）。非効率な徴税と資本逃

避を補うため、財政赤字は主として国債で賄われており、公的債務の増大が懸念される。02年の公的債務額はGDPの41.0%、03年には45.1%（推定値）を占めるに到った<sup>注27</sup>。これはまた民間銀行の資産の半分以上が国債という状況を生んでおり、金融界はチャベス政権の掌の中にあるともいえよう。

政府は2003年以降“ミッション”と銘打った次のようないくつかの社会的プロジェクトを実施している。

保健・医療関係：「貧民街ミッション（Barrio Adentro）」

社会的に疎外されてきた貧民街に簡易診療所を設け、キューバとの技術協力協定に基づきキューバ人医師（03年12月現在10,169名）が中心となつて、貧民街において保健・医療活動を行っている。

教育：最も力を入れているのが文盲撲滅のための「ロビンソン・ミッション（Misión Robinson）」である。軍・民共同プロジェクトで、キューバ政府の技術指導を得て、キューバの教授法（「私はできる」）を採用している。その次が中等教育を受けられなかった者のための「リバス・ミッション（Misión Ribas）」、さらに大学教育のための「スクレ・ミッション（Misión Sucre）」がある。ポリバル主義に基づいた無償の大学教育を提供する。

雇用：雇用促進計画として「ブエルバン・カラス・ミッション（Misión Vuelvan Caras）」がある。この計画により失業率を15%から5%に下げるとしているが、実際にはロビンソン、リバス、スクレ等のミッションを終えた者に対し「奨学金・給与」と称する手当を支給している。

融資：「人民銀行」が協同組合、マイクロ企業、家族企業、コミュニティ企業等に小口の融資を行い、また「女性開発銀行」が貧困女性に職業訓練、技術指導を施すとともに小口融資を行っている。

先住民保護：「グアイカイプロ・ミッション（Misión Guaicaipuro）」を通じ、先住民社会における上記の社会政策の履行およびその他憲法に定められている先住民の諸権利の確保に努めている。

その他にもいくつかのミッションがあり、政府の貧困層救済の意欲は見てとれるが、いずれも石油ブーム頼りの性格の強い政策であり、中長期の自立的開発の展望が見えてこないという難点がある。

---

<sup>注27</sup> 「世界の社会福祉年鑑2004」p.326、旬報社

### (3) 対外政策

チャベス政権は国家主権と多極化の推進を外交政策の至上命題とし、石油を梃子に米国と真っ向から対決している。ブッシュ政権もチャベス政権を「ラ米における否定的勢力」（ライス国務長官）と捉え、ベネズエラの内政の動きにいちいちコメントするため、両者の対立はエスカレートしている。他方、米国にとりベネズエラは4大原油供給国の一つ（輸入の15%）であり、両国は相互依存関係のジレンマにある。チャベス政権としてはこの桎梏を脱して、米国に対しフリーハンドを得るため、石油の供給先を中国、インド等へシフトさせようと狙っている。エネルギー確保が切実な問題となっている中国、インドにとってもベネズエラ産原油には関心があろう。パナマにパイプラインを敷設する案等が検討されているが、輸送コストをどこまで下げられるかにかかっているとみられる。チャベス政権は反帝国主義、反植民地主義の過激な言辞を弄してはいるが、石油の供給および対外債務の支払いについては約束どおりに履行している。キューバとの関係には特別なものがある。キューバに対し53千バレル/日の石油を特惠待遇（特別の価格、支払い条件のほか、自由市場での転売も可）で供給しているのみならず、支払い遅延（約8億ドル）にも寛大である。キューバからは医者のほか、正確な人数は不明であるが相当数の教師、農業技術者、スポーツ・トレーナー、軍・警察のアドバイザー等が入っている。彼らは貧困地域において本来の技術指導に加え、思想教育にも携わっている趣である。

米国の一極支配に反対する立場から、ロシア、中国、イラン、シリア等、西欧ではフランス等に接近しているが、ラ米域内においてもブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ等左傾政権との南米左翼枢軸の形成を画策している。もともと、これらの南米の国々は容易にチャベス大統領の思惑どおりには動かないだろう。また、ボリビアおよびエクアドルの「先住民団体」、ブラジルの「土地なし農民（セン・テハ）」、アルゼンチンの「失業者団体（ピケテロ）」等ラ米の革命運動を陰に陽に支持している。さらに、チャベス大統領は隣国コロンビアのゲリラをテロリストと呼ぶことを拒否しており、プラン・コロンビアにも非協力的である。コロンビアのゲリラ・グループFARCのキャンプがベネズエラ側国境地帯にいくつか存在し、ゲリラの駆け込み寺となって

いることは公然の秘密である<sup>注28</sup>。これがコロンビアおよび米国両政府を苛立たせている。これまでのところ米国政府はチャベス政権の動きを苦々しく思いながら見守っているが、同政権がある一線を超えれば「非友好的政府」のレッテルを貼るものと思われ、チャベス政権は危険な火遊びをしているといえよう。

ラ米の地域経済統合については米国の” FTAA (ALCA)” に対抗して” ALBA (ラ米カリブのためのボリバル代替計画)” を提唱しているが、現実性に乏しい。

---

<sup>注28</sup> News & World Report (2003) : ベネズエラに FARC の大きな野営地が 2 つある。1 つは Perija 山中 Resumidero 村の近くで、700 人の戦士が休養と訓練に利用している。また、米国南方軍司令官 James Hill 将軍 (退) は、「チャベス自身が命令した証拠はないが、同政権が FARC の野営地設置を容認し、ゲリラのベネズエラ避難を助けているのはほぼ疑いない。チャベスがボリビアのエボ・モラレスに資金援助をしたことはかなり証明されており、現在も続けていると思う。エル・サルバドルの FMLN に対しても同様である。チャベスは「ラ米の反帝国主義革命」を標榜しているが、ベネズエラが地域の「不安定要素」となった際、米国は地域の他の国が行動に出るのを待つだろう。チャベスが石油に酔い、「悪戯」の一線を越える可能性は大いにあり、米国はそれを待つこととなろう」旨証言している。